

熊本地震による被災者の方々への 雲南市受入被災者生活支援金

平成28年熊本地震で被災された方々が、被災地から避難して雲南市に居住された場合に、当面の生活支援金を支給することで、その方の生活再建を支援します。

対象者

①熊本地震により、従来住んでいた住宅が全壊、半壊等の被害を受けたため居住できなくなり、被災地から雲南市に避難した世帯（者）

②支援金の交付を申請した日から1か月以上の期間、雲南市内の賃貸借住宅等（市営住宅、民間賃貸借住宅等）に居住する世帯（者）

上記①②の両方を満たす世帯（者）で、平成29年3月31日までの入居者が支給対象となります。

※住宅が全壊、半壊等の被害とは、平成28年熊本地震による居住の自治体からの罹災証明書または被災証明書が発行される被害を指します。

※市内の親類宅や知人宅、ホームステイなどで一時的に避難している世帯（者）は、賃貸借住宅等へ入居した時点で支給対象となります。

支給額・支給期間

一世帯につき、一月2万5千円（世帯構成員が1名の場合は一月1万2500円）を、入居された月から起算して一年間を限度として支給します。

※入居された月から、二月に1度、2か月分を6回支給します。支援金の支給途中で転出された場合は、その時点で支給終了となります。

（世帯は5万円を6回、世帯構成員が1名の場合は2万5千円を6回支給することになります。）

※支援金を受給されていた世帯が市外へ転出し、再転入しても再度の支給対象とはなりません。

※家族が時期を分けて市内に来られた場合でも一世帯となります。

注意事項

支援金支給を申請する場合は、次の書類等が必要となります。

○被災確認・本人確認

・罹災証明書等⇒無い場合は「面談」による状況確認（後日、罹災証明書等を提出）

・運転免許証や健康保険証など本人及び被災住所地が確認できるもの

○市内居住確認

・住民票、入居契約書、賃貸借契約書

※支給後に支給要件を満たさない事実が判明した場合は、支援金を返還していただく場合があります。

問い合わせ

詳細については次の窓口にお問い合わせください。

被災者受け入れ総合相談窓口（雲南市政策企画部うんなん暮らし推進課内）

電話：0854-40-1014 FAX：0854-40-1019